

1月24日に山形県知事より下記のとおり「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」が出されておりますので、引き続き感染防止対策にご協力ください。なお、1月8日に出された緊急事態宣言は、栃木県を除き3月7日まで期間が延長されています。

1 全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、次のことについて御協力をお願いします。

○ 緊急事態宣言の対象期間である2月7日まで

・ 緊急事態宣言の対象区域（\*）との不要不急の往来は控えてください。

（\*）栃木県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県

・ 緊急事態宣言の対象区域外であっても、政府において感染が拡大していると評価する地域（\*）との往来は慎重にしてください。

（\*）北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県

※いずれの地域についても受験などによる往来は除きます。

※テレワークやオンラインを積極的に活用してください。

2 あわせて、県民の皆様や事業者の皆様には、引き続き、感染防止の取組みに御協力をお願いします。

① 県民の皆様には、感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」の徹底をお願いします。事業者の皆様には、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」の遵守の徹底をお願いします。

② 会食や飲食をする場合は、「普段一緒にいる人と」、「少人数・短時間で」行うことを基本とし、「会食時の会話の際にはマスクを着用する」、「業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用する」など、感染リスクを下げる対策の徹底をお願いします。また、飲酒を伴うカラオケは控えてください。会食に代えて、弁当やテイクアウトの活用を検討してください。重症化リスクの高い高齢者の方などは、飲酒を伴う会食は控えてください。

③ これまでの感染確認事例に鑑み、県外の方との会食や飲食は控えてください。